

令和8年度若年求職者向け多様な働き方実践企業職場体験ツアー 業務委託に係る企画提案競技実施要項

1 委託する業務の内容

委託する業務（以下「本業務」という。）の内容は、「令和8年度若年求職者向け多様な働き方実践企業職場体験ツアー業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

3 予算額

4,000千円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」において登録されている者であること。
- (2) 次のアからオに該当する者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
 - エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

5 質問事項の受付

本要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年7月6日（月）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（**様式 1**）に記入の上、電子メールで提出すること。なお、送信後、電話で着信確認をすること。電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

<受付>

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

（E-Mail）a3960-01@pref.saitama.lg.jp

（電 話）048-830-3963

（3）回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、全ての質問者に令和8年7月8日（水）までに電子メールで回答するほか、本実施要項を掲載したホームページに掲載する。

ただし、内容によっては以下による方法で回答する場合がある。

ア 内容の集約による回答

趣旨が同じ質問は、集約して回答する場合がある。

イ 質問者のみに回答

参加資格に関する場合は、質問者に対してのみ回答することがある。

ウ その他

質問内容によっては回答しない場合がある。

6 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ**様式 2**「令和8年度若年求職者向け多様な働き方実践企業職場体験ツアー業務委託に係る企画提案競技参加希望書」（以下、「希望書」という。）を提出すること。

（1）提出方法

希望書の提出方法は電子メールとする。

なお、必ず電話で着信確認をすること。

<提出先>

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

（E-Mail）a3960-01@pref.saitama.lg.jp

（電 話）048-830-3963

（2）提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時必着

7 企画提案書等の提出

（1）提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書

企画提案書の様式は任意とするが、7（2）「企画提案書の記載事項（企画提案の内容）」及び仕様書に基づいて、A4判・片面（表紙込みで10頁以内）で作成すること。

イ 企画提案書（概要版）

上記（1）企画提案書の概要をA4判・片面で1ページにまとめて作成すること。

ウ 委託料の見積書

- (ア) 「3 予算額」に掲げる上限金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成し、その合算額（委託料の総額）を明記すること。
 - (イ) 経費の内訳表も併せて作成すること。なお、経費内訳表の作成に当たり、企画、調整、資料作成等の経費区分が分かるものとし、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全ての単価を計上すること。
 - (ウ) 宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表者印は不要。
 - (エ) 再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。
- エ 法人の概要がわかるもの（**様式 3** 及び設立趣旨、事業内容のパンフレット等）
- オ 4 参加資格（1）及び（2）のアからオのいずれにも該当する旨の誓約書（**様式 4**）

（2）企画提案書の記載事項（企画提案の内容）

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

企画提案書の作成に際しては、仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「①仕様書の内容を具体化したもの」「②仕様書に独自で上乘せするもの」「③仕様書と異なる提案を行うもの」の別が明確に判別できるようにすること。

ア 企画提案書の1ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。

(ア) 表題（令和8年度若年求職者向け多様な働き方実践企業職場体験ツアー業務委託企画提案書）

(イ) 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mail アドレス

イ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

ウ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

(ア) 基本方針

(イ) 提案内容

- ・体験ツアーの企画及び実施（訪問先企業は現時点で決定していないため、体験ツアーの内容について①製造業、②建設業及び③介護・福祉事業を例として、具体的な提案を行うこと。提案に当たっては、若年求職者の置かれた状況や興味・ニーズを分析し、その期待に添った内容とすること。）

- ・参加募集チラシの作成及び募集用動画（15～30秒程度）の制作、若年求職者に訴求する募集動画の掲載企画及び実施、体験ツアー写真データの納品

- ・バス移動時間の企画及び実施

(ウ) 類似業務の受注実績

(エ) 業務実施体制及びスケジュール

(オ) 法人概要

(カ) その他、必要と思われる事項

（3）企画提案書等の提出部数及び提出方法

ア 提出部数

企画提案書は正本1部、副本4部を提出すること。ただし、副本には、7（1）エ～オの添付は不要とする。

※ 副本のうち1部はホチキス止め等しないものを提出すること。

イ 提出方法

持参又は郵送（書留による）とする。

【提出先】

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

ウ 提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時必着

持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで

エ その他

（ア）企画提案書等の提出については、1者につき1提案に限る。

（イ）企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

（エ）企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

8 委託候補者の選定

委託先の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、令和8年度若年求職者向け多様な働き方実践企業職場体験ツアー業務委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の団体を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

9 選定委員会の開催

（1）第一次審査（書類審査）

ア 提出された企画提案書等に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案書等を提出した者が3者以下の場合は、提出書類を確認後、「（2）第二次審査（プレゼンテーション）」のみを実施する。

イ 第一次審査の結果は、企画提案書等の提出者全員に対して令和8年7月17日（金）までに電子メールで通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

ウ 第一次審査通過者は、3者以内を想定。

エ 第一次審査通過者については、以下「（2）第二次審査（プレゼンテーション）」の審査を実施する。

（2）第二次審査（プレゼンテーション）

ア 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

イ プレゼンテーションは令和8年7月24日（金）に開催予定。時間、会場等については企画提案書等を提出した者に電子メールで通知する。

ただし、応募者多数の場合には、書類で1次審査を行った結果等を電子メールで通知する。

ウ プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行うこと。プレゼンテーション時に追加資料の投影等は不可とする。

エ 1者当たりプレゼンテーションの時間は10分以内とし、質疑の時間を15分程度とする。

オ プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しない。

カ 説明者は3名以内とし、説明、質疑に対する回答は分担して行うなど、従事予定者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めること。

キ 第二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、7月末までに電子メールで通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

10 契約の締結

(1) 契約締結前の協議

委託先候補者の選定後、埼玉県と委託先候補者との間で業務履行に必要な協議を行う。また、協議の際、企画提案の一部について変更を求める場合もある。

(2) 契約の締結

埼玉県と委託先候補者との間で協議が整った場合は、委託先候補者に選定された者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。協議が整わない場合や、契約締結までの間に委託先候補者に事故がある場合等は、選定委員会における次順位の提案者と改めて協議を行う。

(3) その他

緊急でやむを得ない理由等により企画提案競技を実施することができないと認められるときは、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

<参考>選定スケジュール

7月 6日(月) 午後5時まで	質問締切
8日(水)	質問回答
10日(金) 午後5時 必着	企画提案競技参加希望書 提出期限
15日(水) 午後5時 必着	企画提案書 提出期限
17日(金)	第一次審査結果通知
24日(金)	第二次審査(プレゼンテーション)
27日(月) 以降	第二次審査結果通知